

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更，設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は 1 から 3 のとおりです。

令和 8 年 5 月 1 1 日

廿日市事務所長 藤井 直弥

工事（業務）名	早時地区内（熊ヶ浦鯛ノ原線ほか）仮設管布設工事
入札方式	一般競争入札（事後審査型）
業種種別	水道施設工事
公告日又は指名通知日	令和 8 年 5 月 7 日
入札日	令和 8 年 5 月 2 6 日～令和 8 年 5 月 2 7 日
開札予定日	令和 8 年 5 月 2 8 日

- 1 公告変更（様式 2）
0 件
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式 3）
0 件
- 3 修正事項等（様式 4）
8 件

修正事項等

令和 8 年 5 月 1 1 日

工事（業務）名 早時地区内（熊ヶ浦鯛ノ原線ほか）仮設管布設工事
 入札方式 一般競争入札（事後審査型）
 業種種別 水道施設工事
 公告日又は指名通知日 令和 8 年 5 月 7 日
 入札日 令和 8 年 5 月 2 6 日～令和 8 年 5 月 2 7 日
 開札予定日 令和 8 年 5 月 2 8 日

修正前	修正後
<p>公告</p> <p>1 発注内容等 (9)契約後 VE ー</p> <p>2 入札参加資格 (1) 令和 8 年度広島県水道広域連合企業団 建設工事等入札参加資格 イ 格付等級 「B」、「C」又は「D」</p> <p>(2)営業所（建設業法第 3 条第 1 項）の所在地</p> <p>次のいずれか一つに該当していること 次のいずれか一つに該当していること。</p> <p>1 開札日から遡って 1 年以上継続して、 大野地域又は宮島地域で主たる営業所（I 型）を有していること。</p> <p>2 開札日から遡って 3 年以上継続して、 大野地域又は宮島地域で委任を受けている 営業所（III型）を有していること。</p>	<p>公告</p> <p>1 発注内容等 (9)契約後 VE 対象（共通事項 1 7）</p> <p>2 入札参加資格 (1)令和 8 年度広島県水道広域連合企業団建 設工事等入札参加資格 イ 格付等級 B・C・D相当（総合数値 1000 未満）</p> <p>(2) 営業所（建設業法第 3 条第 1 項）の所 在地 ※廿日市市入札参加資格に係る市内営業所 の認定に関する事務処理要領による。</p> <p>大野・宮島地域に主たる営業所又は営業 所を有する者</p> <p>※1 開札日から遡って 1 年以上継続し て、大野地域又は宮島地域で主たる営業所 （I 型）を有していること。</p> <p>※2 開札日から遡って 3 年以上継続し て、大野地域又は宮島地域で委任を受けて いる営業所（III型）を有していること。</p>

3 開札日から遡って1年以上継続して、大野地域又は宮島地域で主たる営業所を有しており、主たる営業所として10年以上、競争入札による建設工事請負契約（業種問わず）を廿日市市と締結した実績がある営業所を合併等により引き続き自社の営業所として有した者については、大野地域又は宮島地域で主たる営業所を有する者と同等に扱うものとする。

4 開札日から遡って1年以上継続して、大野地域又は宮島地域で主たる営業所（Ⅲ型）を有していること。

※ 営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた廿日市市内の営業所とする。

※ 主たる営業所とは、8(1)の業種として建設業許可申請書の「主たる営業所」欄に記載されている廿日市市内の営業所で、かつ、8(1)の業種として廿日市市競争入札参加資格者として認定されていること。

※ 委任を受けている営業所とは、8(1)の業種として建設業許可申請書の「従たる営業所」欄に記載されている廿日市市内の営業所で、かつ、8(1)の業種として廿日市市内に入札及び契約履行等の委任を受けている営業所が廿日市市競争入札参加資格者として認定されていること。

※ 主たる営業所（Ⅰ型）、主たる営業所（Ⅲ型）及び委任を受けている営業所（Ⅲ型）とは、廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定に関する事務処理要領（令和4年告示第72号）第4条における区分により認定されたものをいう。

※地域：平成15年合併前の旧市の区域内

※3 開札日から遡って1年以上継続して、大野地域又は宮島地域で主たる営業所を有しており、主たる営業所として10年以上、競争入札による建設工事請負契約（業種問わず）を廿日市市と締結した実績がある営業所を合併等により引き続き自社の営業所として有した者については、大野地域又は宮島地域で主たる営業所を有する者と同等に扱うものとする。

※4 開札日から遡って1年以上継続して、大野地域又は宮島地域で主たる営業所（Ⅲ型）を有していること。

<p>(4)特定建設業許可の要否 要</p> <p>(6)その他 なし</p> <p>(8)配置予定技術者 イ 資格等 (1)アの業種に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有する者</p> <p>ウ 経験 (6)ア、イ、ウを満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。</p> <p>3 入札日程等 (8)資格要件確認書類の提出 資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。）</p>	<p>(4)特定建設業許可の要否 建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。</p> <p>(6)その他 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者であること</p> <p>(8)配置予定技術者 イ 資格等 建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第15条第2号イ（1級土木施工管理技士等）に該当する者で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第7条第2号イ、ロ、又はハに該当する者であること。</p> <p>ウ 経験 削除</p> <p>3 入札日程等 (8) 資格要件確認書類の提出 資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで</p>
--	---